

「言論、表現、報道の自由」

2016年04月25日

国際ジャーナリスト組織「国境なき記者団」は世界180ヶ国の報道自由度ランキングを発表している。2016年の日本は、昨年の61位から72位とランクを下げた。2010年は11位であったが、6年間に61位も、急激に下がった訳である。ランキングの精度についての判断は持ち得ないが、最近の情報から、頷けるのではないか。

さいたま市大宮区の三橋公民館が発行する公民館たよりに「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の俳句が政治的だからと掲載を拒否されたというニュースがあった。国に関わる仕事をする人は、憲法99条で「憲法尊重擁護義務」が課せられている。公民館は公に準じるような仕事に携わっていると思うが、その公民館が拒否するほど、言論、表現の自由が規制されているのかと恐怖を感じた。

国連人権理事会は特別報告者を任命し、彼らはいかなる政府や組織からも独立した資格で、また金銭的報酬なく、調査に当たっている。日本で現地調査をした国連の特別報告者デービッド・ケイ氏が外国特派員協会にて記者会見をした報告を「東京新聞」(20日の朝刊)は伝えている。「放送局や出版社など多くのジャーナリストと面会したが、皆さん冒頭で『匿名でお願いします』と言われる。メディアは保護されているのに匿名と言われるのは異例のことだ」と驚きを述べた。また、「彼らの多くが、有力政治家からの間接的な圧力によって仕事から外され、沈黙を強いられたと訴えている。政府による『中立性』『公平性』への絶え間ない圧力が、高いレベルの自己検閲を生み出しているように見える」と、報道の独立性が重大な脅威に直面していると警告している。

特定秘密保護法案が国会で決議されようとした日、私は抗議するため国会前に行った。制定されたが、特定秘密の定義があいまいで、政府はどのようにも解釈し、運用することができる。戦時中の「治安維持法」のような国民を脅し、取り締まる悪法である。そして、何が秘密なのか分からないのだから、違反者への裁判ができないのではないかとケイ氏は法改正を提案し、ジャーナリストを罰しないことを明文化すべきだと提言している。

高市早苗総務大臣は放送法4条の「政治的に公平であること」に違反すると「電波停止」もあり得ると発言した。脅しではないと言うが、メディア規制と受け止められる。何が公平であるかについては政府が判断すべきことではなく、主権を持つ国民が判断することである。憲法21条は「言論、表現の自由」を保障している。自民党が出している憲法改正草案は「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは認められない」と書き加えている。公益と秩序は政府が決めることであるようなものである。従軍慰安婦、南京虐殺などの記述が教科書から削除されつつあるが、明らかに政府の干渉である。

政府に批判的なコメンテーターが次々に降板している。官邸を批判したテレビ会社の幹部は政府から事情聴取されているが、圧力以外の何ものでもない。大手メディアだけを招く記者クラブで発表される一方的な報道、また、安倍首相から会食に招かれたジャーナリストたちの発言に、言論、表現、報道の自由が確保されるはずがない。

メディアは国民生活の安全を守り、平和を実現する使命に立っている。逆に言えば、権力の横暴をしっかりと監視し、それを報道するということである。安倍政権のメディア規制をはねのけるジャーナリストたちの奮起に期待したい。そのためには、国民が奮起したジャーナリストたちを支える体制を築いていくことが求められる。